

所 属	健康福祉部 保健医療課		
担当(係)名	母子・特定疾患担当	内線	2546

(款) 4 衛生費 (項) 4 保健予防費 (目) (3) 母子保健指導費
(明細書事業名) 母子行政等推進費
不妊治療助成事業費

1 事業費 【財源内訳】 【主な使途】
100,000 国庫 50,000 扶助費 100,000 (医療費助成)
(前年度 38,700) 一般財源 50,000

2 背景・目的

医療保険が適用されず、高額の医療費(平均30~40万円)がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

3 事業内容

対象治療法：体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)

助成対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された戸籍上の夫婦

給付の内容：1組につき、年額10万円までを治療1回につき上限額10万円、年度2回までに拡充、通算5年支給

所得限度：前年所得額が夫婦合算で650万未満を730万未満の者に拡充

4 事業効果

医療費助成を年度2回までに拡充することにより、経済的な理由から、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得なかった夫婦の治療の機会が増えることにより、少子化対策につながる。

